

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）       | 頁 | 対応箇所 |   |     |   |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答案                                                                                                                        |
|-----------|----------------------|---|------|---|-----|---|--|--|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | 用語の定義「月例点検」          | 2 |      |   |     |   |  |  | 質問    | 周期として「1ヶ月から1年程度」と明記されておりますが、月例点検は1ヶ月毎の点検では無く事業者側の提案により例えば3ヶ月毎の点検を月例点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                             | ご理解のとおりです。新設設備は事業者側が提案する点検周期にて実施することとしています。また、維持管理業務委託で求める既設対象設備の点検は、企業団の点検整備指針で定める点検周期に基づき実施することとしています。                   |
| 2         | 用語の定義「年次点検」          | 2 |      |   |     |   |  |  | 質問    | 周期として「6ヶ月から2年程度」と明記されておりますが、年次点検は1年毎の点検では無く事業者側の提案により例えば8ヶ月又は18ヶ月毎等の定期点検を年次点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。<br>質問No. 1 をご確認ください。                                                                                            |
| 3         | 設計期間について             | 5 | 第1   | 3 | (4) | ウ |  |  | 質問    | 第1回質問に対する回答（実施方針（案）・綾瀬浄水場）の質問回答 No. 79 において、「本事業の設計期間は、令和9年4月から令和10年3月までの1年間を想定している」旨の記載がされています。一方で、実施方針（案）および要求水準書（案）においては、設計・施工期間については記載があるものの、「設計期間」単独の期間については明確な記載がないものと認識しています。このため、設計期間については貴企業団として1年間を想定しているものの、期間を一律に拘束するものではなく、事業者の提案内容（工程計画）により、1年に満たない場合や1年を超える場合についても認められるとの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、設計・施工を合わせた期間については企業団が定める工期内の完成を求めます。ただし、設計期間を短縮し、初年度から工事出来高が発生する計画が提案された場合は、当企業団の年度予算に応じた協議・調整が発生する可能性があります。 |
| 4         | 本事業のスケジュールについて       | 5 | 第1   | 3 | (4) | ウ |  |  | 質問    | 事業者の提案により工期短縮を計画したものの、事業者の責めによらない事由（企業団側の関連工事の遅延等）で実現できなくなった場合、設計変更や工期延長の協議は可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                 |
| 5         | 保守点検の主な内容            | 5 | 第1   | 3 | (4) | エ |  |  | 質問    | 表1-1において業務対象範囲が明記されており、保守点検は「対象施設について年次点検及び精密点検を行う。」と明記されていますが、正しくは表4-1点検の項に記載の通り月例点検も含まれる理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                               | 新設設備の月例点検は、その必要性も含め、事業者の提案による点検内容や点検周期にて実施することとしています。                                                                      |
| 6         | 表1-1 施工（工事）各種調査について  | 5 | 第1   | 3 | (4) | エ |  |  | 質問    | 施工（工事）に必要な「事後調査」で想定していることはありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現段階で想定していることはありません。                                                                                                        |
| 7         | 表1-3 水質条件（設備更新後）について | 6 | 第1   | 4 | (2) |   |  |  | 質問    | 原水濁度で最大2,000度と設定してくださっていますが、最大濁度継続時間を提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                   | 原水最大濁度の継続時間については、閲覧資料から事業者にてご判断ください。                                                                                       |
| 8         | 施設能力について             | 6 | 第1   | 5 | (1) |   |  |  | 質問    | 表 1-2 施設能力の「施設能力（m <sup>3</sup> /日）」とは、浄水場から送水可能な浄水量であり、計画一日最大給水量（m <sup>3</sup> /日）に相当するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                             | 伊勢原浄水場の施設能力とは原水を浄水処理できる最大能力であり、浄水ロス量を除いたものが計画一日最大給水量となります。                                                                 |
| 9         | 施設能力について             | 6 | 第1   | 5 | (1) |   |  |  | 質問    | 各水量の定義について、次のとおりでよろしいでしょうか。<br>施設能力＝計画一日最大給水量<br>計画浄水量＝計画一日最大給水量＋作業用水<br>浄水能力＝計画浄水量＋予備力<br>この場合、作業用水（m <sup>3</sup> /日）、予備力（m <sup>3</sup> /日）について条件をお示しください。また、沈でん池設備の設計に当たっては、急速攪拌池流入量は浄水能力相当の水量を見込むという理解でよろしいでしょうか。                                                                                | 各水量の定義は以下の通りです。<br>伊勢原浄水場の施設能力＝計画浄水量<br>計画浄水量＝計画一日最大給水量＋浄水ロス量（率）<br>浄水ロス量＝作業用水等<br><br>急速攪拌池流入量については、ご理解のとおりです。            |
| 10        | 施設能力について             | 6 | 第1   | 5 | (1) |   |  |  | 質問    | 沈でん池設備の設計にあたり、急速攪拌池に流入する計画最大水量（m <sup>3</sup> /日）をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                            | 各BLKの急速混和池に流入する計画最大水量は、126,000m <sup>3</sup> /日となります。                                                                      |
| 11        | 施設能力について             | 6 | 第1   | 5 | (1) |   |  |  | 質問    | 現状は施設能力220,000m <sup>3</sup> /日に相当する水量は浄水場のどの地点で計測することができるのでしょうか。具体的な場所をご教示ください。施設能力の達成はこの計測地点で確認するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                   | 沈でん池入口に設置している各BLK沈でん池原水流量計にて計測します。施設能力の達成はご理解のとおりです。                                                                       |
| 12        | 施設能力について             | 6 | 第1   | 5 | (1) |   |  |  | 質問    | 現状の施設能力は全池運転時に100%発揮することができのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 設計上は、発揮できる仕様となっています。                                                                                                       |
| 13        | 薬品注入条件について           | 8 | 第1   | 5 | (3) |   |  |  | 質問    | 薬品の注入実績と薬品注入設備の能力を比較すると、施設能力の現在及び将来の水量に対して、薬品注入実績の最大値を注入できません。最大濁度及び水質異常時の対応は、処理流量を減少させる運用、または、将来薬品注入機を更新する前提でよろしいでしょうか。汚泥掻寄機の設計に関係するためご教示ください。                                                                                                                                                       | 薬品注入設備は、最大濁度や水質異常が発生した際に施設能力分の水量まで処理する事象はないものと考えて設計しています。また、将来、施設能力を増加させる必要が生じた際には、現状の薬品注入設備は更新、または増強する計画としています。           |
| 14        | 薬品注入条件について           | 8 | 第1   | 5 | (3) |   |  |  | 質問    | 将来の水量に合わせて薬品注入設備を更新する場合、更新後の薬品注入設備能力（最大/最小注入量）をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                               | 現段階で示せる資料はありません。                                                                                                           |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）         | 頁  | 対応箇所 |   |     |      |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                                                | 回答案                                                                                                          |
|-----------|------------------------|----|------|---|-----|------|--|--|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15        | 薬品注入条件について             | 8  | 第1   | 5 | (3) | 表1-6 |  |  | 質問    | 各薬品の最大注入率を注入した際の水質や注入した理由について分かる資料を開示いただけないでしょうか。（濁度対応や油対策等）                                                                                                                                                      | 第1回資料閲覧にて開示した資料をご確認ください。                                                                                     |
| 16        | 薬品注入条件について             | 8  | 第1   | 5 | (3) | 表1-6 |  |  | 質問    | 「水質異常時」とありますが、具体的な事象についてご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                           | 原水の臭気異常や塩素要求量の増加等により、活性炭を注入した事象が該当します。                                                                       |
| 17        | 施工期間中の設計諸元             | 9  | 第1   | 5 | (4) |      |  |  | 質問    | 表 1-7 既設諸元の下「設計諸元値は参考値として示すものであり、水道施設設計指針（（公社）日本水道協会）等に準拠した範囲内であれば問題はないものと考えているが、設備更新後に設計諸元が大きく変更になる場合は、企業団と協議して決定すること。」について、施工期間中に一部の池を停止した場合においては、滞留時間などの設計諸元を満たさなくなる可能性がありますが、施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とならないでしょうか。 | 施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とはなりません。                                                                                |
| 18        | 汚泥掻寄機の基本設計仕様について       | 9  | 第1   | 5 | (4) | 表1-7 |  |  | 質問    | 既設汚泥掻寄機の各水路別の汚泥掻寄量が分かる基本設計資料について開示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                    | 第3回資料閲覧にて示します。                                                                                               |
| 19        | 部品供給の確保について            | 10 | 第 1  | 5 | (5) | ウ    |  |  | 質問    | 「なお、「事業引渡し報告書」には、事業終了後10 年間の点検・修繕計画、並びに部品供給の確保等により新設設備の性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策を含めること。」と記載がありますが、「部品供給の確保」とは、事業終了後に必要となる部品を予め事業期間内に調達して貴企業団へ提供するということでしょうか。                                                         | ご理解のとおりですが、部品供給の確保の方法については、事業者の裁量によります。                                                                      |
| 20        | 更新の定義について              | 10 | 第1   | 5 | (6) |      |  |  | 質問    | 表1-8に更新実施周期が示されていますが、ここで言う更新とは今回事業における新設設備同規模の機械更新との理解でよろしいでしょうか。（駆動装置等の構成機器の更新は該当しない）                                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 21        | 更新実施周期                 | 10 | 第1   | 5 | (6) |      |  |  | 質問    | 表 1-8 更新実施周期において、設定する更新実施周期を維持できる仕様とすること、更新実施周期は30年と示されています。更新実施周期の30年は、既設沈でん池機器に対して、これまで日常点検や定期的な修繕を適切に行ってきた結果得られた値でしょうか。更新後の沈でん池機器を既設よりも長寿命な素材を使用し、かつ適切な維持管理を行うことで見込まれる期待値という位置づけでしょうか。                         | 更新周期30年は、点検や修繕を適切に実施してきた結果得られた実績値です。                                                                         |
| 22        | 修繕計画提出の初め              | 10 | 第1   | 5 | (7) | ア    |  |  | 質問    | 令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する旨が明記されておりますが、図においては令和13年度を初めとして修繕計画提出を提出と読み取れる図示になっております。本事業においては令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する理解でよろしいでしょうか。                                                                                        | ご理解のとおりです。<br>本事業では5年毎に修繕計画の提出を求めます。提出する時期として、令和10年度末に令和13年度から令和22年度の修繕計画、令和15年度末に令和18年度から令和27年度の提出を求めるものです。 |
| 23        | 修繕計画について               | 10 | 第 1  | 5 | (7) | ア    |  |  | 質問    | 「事業者は、新設設備の維持管理内容を（中略）、5年おきに将来の10年間の修繕計画を企業団に提出すること。」との記載がありますが、P36(3)計画修繕では、年度ごとに修繕計画を立案する内容が記載されています。5年おきに提出する10年間の修繕計画はあくまでも計画であり、実施内容は単年度ごとに見直しができるという理解でよろしいでしょうか。                                           | ご理解のとおりです。<br>原則として提出いただいた計画に沿って設備の修繕を行います。点検結果に基づいた状態監視保全を行うため、単年度毎に見直しすることが可能です。                           |
| 24        | 新設設備の機能維持について          | 10 | 第1   | 5 | (7) | ア    |  |  | 質問    | 5年毎の計画見直しにおいて、修繕項目の追加や入れ替えは認めていただけると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 25        | 事業終了時における設備の性能及び機能について | 10 | 第 1  | 5 | (7) | イ    |  |  | 質問    | 「本事業終了時において新設設備が要求水準に示した性能及び機能を確保していること」とありますが、この性能及び機能について、設備の機械機能（健全度）に限定した項目と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                     | ご理解のとおりです。<br>ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。                                                       |
| 26        | 新設設備の機能維持について          | 10 | 第1   | 5 | (7) | イ    |  |  | 質問    | 事業終了後の引渡し条件について、補修が必要と判断される基準設定は事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 27        | 本事業の対価について             | 11 | 第1   | 6 | (1) |      |  |  | 質問    | 賃金又は物価の変動に対して、改定率の算定として用いる指数については、契約書にて提示される、または、発注者と事業者との間で、契約前に協議するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                              | 別途公表する入札公告資料等で示します。                                                                                          |
| 28        | 本事業の対価について             | 11 | 第1   | 6 | (1) |      |  |  | 質問    | 賃金又は物価の変動に対して、改定率の算定として用いる指数が実態と整合しなくなった場合は、適宜協議にて変更できるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                            | 別途公表する入札公告資料等で示します。                                                                                          |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）         | 頁  | 対応箇所 |   |      |   |     |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                             | 回答案                                                                                                          |
|-----------|------------------------|----|------|---|------|---|-----|--|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29        | 本事業の対価について             | 11 | 第1   | 6 | (1)  |   |     |  | 質問    | 維持管理期間も含め、スライド条項について、全体スライドのみでなく、インフレスライドや単品スライドでの対価改定が可能との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 30        | 他工事との調整                | 11 | 第1   | 6 | (3)  |   |     |  | 質問    | 予定している工事が1件示されていますが、この他に沈でん池等の構造物の防食塗装の工事等を別途発注する予定はございますでしょうか。（防食塗装工事が別途発注されている場合、供用開始時期に影響するため工程の調整が必要となります）                                                                 | 現時点では、防食塗装等の工事の予定はありません。                                                                                     |
| 31        | 他工事との調整について            | 11 | 第1   | 6 | (3)  |   |     |  | 質問    | 別途予定されている伊勢原浄水場監視制御設備改良工事について、現段階において本事業の機械更新に影響を与える工事内容はありますか。また、他工事との調整については貴企業団に仲介していただけるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                   | 伊勢原浄水場監視制御設備改良工事は、本事業の事業者提案に伴い、必要となる既設設備の改造を行うものです。<br>他工事との調整は、企業団、本事業の事業者、他工事の請負業者、運転維持管理の受注者の4者で協議して進めます。 |
| 32        | 施設の立ち入りについて            | 11 | 第1   | 6 | (5)  | イ |     |  | 質問    | 「事業者は、本業務の履行に必要な車両を施設内に駐車させる場合は、事前に企業団の承諾を受けたうえで車両台数等を管理すること。」とありますが、維持管理業務に必要な車両について浄水場内へ駐車させて頂く場合、必要に応じて企業団から車庫証明書を押印等頂くことは可能との理解でよろしいでしょうか。                                 | 維持管理に必要な車両については、駐車許可証を発行します。車庫証明書の押印までは予定しておりません。                                                            |
| 33        | 要求水準書等に記載のない事項への対応について | 12 | 第1   | 6 | (8)  |   |     |  | 質問    | 日常点検に必要な注油・給脂、清掃や経年劣化を起因とする軽微な不具合（接合部からの水漏れ等）の処置は、貴企業団または伊勢原浄水場運転維持管理業務委託の受注者の所掌と考えてよろしいでしょうか。                                                                                 | 既設設備はご理解のとおりです。<br>新設設備の日常点検を含む維持管理方法は事業者の提案としています。                                                          |
| 34        | 要求水準書等に記載のない事項への対応について | 12 | 第1   | 6 | (8)  |   |     |  | 質問    | 「要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」と記載していただいておりますが、事業者側で実施が必要な事項かどうかは実施方針において示されているリスク分担表といったものを参考にしつつ貴企業団と事業者間で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 35        | 要求水準の変更について            | 12 | 第1   | 6 | (9)  | ウ |     |  | 質問    | 要求水準変更に係る条件として「維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し」が明記されていますが、計画外修繕を除く定期的な業務が該当するものと考えます。要求水準に沿った提案内容により事業が開始された後、協議によっては大きく事業内容が変更となる可能性がありますでしょうか。                                     | 現時点ではありません。                                                                                                  |
| 36        | 要求水準の変更について            | 12 | 第1   | 6 | (9)  |   |     |  | 質問    | 本項ア～オに該当する場合においては事業者から変更依頼も可能との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 37        | 要項・指針等の優先順位について        | 14 | 第1   | 6 | (11) | ウ |     |  | 質問    | 適用する要綱及び指針について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                    | 記載した順は、優先順位を示すものではありません。<br>重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認頂くようお願いします。                                         |
| 38        | 仕様書等の優先順位について          | 15 | 第1   | 6 | (11) | エ |     |  | 質問    | 適用する仕様書等について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                      | 記載した順は、優先順位を示すものではありません。<br>重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認頂くようお願いします。                                         |
| 39        | 機器製作図について              | 17 | 第2   | 1 | (1)  | ア | (ウ) |  | 質問    | 提出図書の中の「機器製作図」については、組立図（構造や形状、部品同士の相対的な位置関係がわかるもの）で宜しいでしょうか。                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                   |
| 40        | フラッシュキヤの修繕周期について       | 17 | 第2   | 1 | (1)  | ウ | (ア) |  | 質問    | 概ね6年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。                                                                                                      | 過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。                                                                     |
| 41        | フロッケレーターの修繕周期について      | 17 | 第2   | 1 | (1)  | ウ | (イ) |  | 質問    | 概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。                                                                                                      | 過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。                                                                     |
| 42        | 汚泥掻寄機の修繕周期について         | 17 | 第2   | 1 | (1)  | ウ | (エ) |  | 質問    | 概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。                                                                                                      | 過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。                                                                     |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）    | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                 | 回答案                                                                                   |
|-----------|-------------------|----|------|---|-----|---|--|--|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 43        | 統括責任者について         | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括責任者、現場代理人、監理技術者は兼務可能でしょうか。                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 44        | 統括責任者について         | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 設計・施工（工事）期間全体を通じて、本事業全体を統括する責任者を配置することとありますが、統括責任者の途中での変更は認められるのでしょうか。                                                             | やむを得ない事由により交代することは可能ですが、その場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。                                       |
| 45        | 統括責任者について         | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 設計・施工期間が比較的長期間に及ぶため、やむを得ない事由により統括責任者を交代することは認められるのでしょうか。また、統括責任者は本案件の専任とする必要がありますでしょうか。                                            | やむを得ない事由により交代することは可能ですが、その場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。また、専任とする必要はありません。                      |
| 46        | 統括責任者について         | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括責任者は設計施工期間全体での配置であり、工事完了後の維持管理期間の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 47        | 統括責任者について         | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括責任者は、事前に企業団に報告し承諾を得た上で変更ができるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 48        | 統括責任者の配置について      | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括管理責任者の要件として、プロジェクトマネージャーの経験を有しているものとございます。経験年数は問わないということでしょうか。                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 49        | 統括責任者の業務経験について    | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 事業のプロジェクトマネージャーとしての経験とは、DBO事業等の代表企業における各責任者経験が該当するのでしょうか。経験として認められる事業の例をご教示ください。                                                   | DB等の事業において、プロジェクトを統括的に管理した経験を求めます。                                                    |
| 50        | 統括責任者の配置について      | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括責任者は非常駐での配置を考えていますが、問題はありませんでしょうか。また、貴企業団から発注される他のDBM事業と兼務することは可能でしょうか。                                                          | 非常駐で問題ありません。また、他のDBM事業との兼務も可能ですが、設計業務及び施工内容を把握し進捗状況や課題整理・調整等が円滑に行える能力を求めます。           |
| 51        | 統括責任者の配置期間について    | 18 | 第2   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 統括責任者の配置期間について、維持管理期間に触れられていませんので、維持管理期間は含めないと考えてよろしいでしょうか。                                                                        | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 52        | 設計業務に携わる技術者について   | 18 | 第2   | 1 | (3) |   |  |  | 質問    | 事業者の提案内容に基づき法的に必要とされる資格を有する技術者とありますが、今後の要求水準で、具体的な要件が提示されるのでしょうか。                                                                  | 事業者の提案により求められる資格者が異なるため、必要となる資格は事業者で判断してください。                                         |
| 53        | 設計業務に携わる技術者について   | 18 | 第2   | 1 | (3) |   |  |  | 質問    | 「設計業務にあたっては、事業者の提案内容に基づき法的に必要とされる資格を有する技術者を配置すること。」とありますが、法的に必要とされる資格について、具体的にご教示いただけないでしょうか。                                      | 事業者の提案により求められる資格者が異なるため、必要となる資格は事業者で判断してください。                                         |
| 54        | 表2-1 排泥弁について      | 18 | 第2   | 2 | (1) | ア |  |  | 質問    | 更新対象機器に排泥弁（手動弁含む）がありますが、排泥渠にどのくらいの頻度で汚泥が流れるのかご教示いただけないでしょうか。                                                                       | 水質条件により異なりますが、近日の排泥は約35時間毎に実施しています。排泥を禁止する時間は協議により変更可能です。                             |
| 55        | 施工における運用停止の条件について | 18 | 第2   | 2 | (1) | イ |  |  | 質問    | 「運転状況により変化するため、詳細は都度協議により決定する。」とありますが、停止可能日数の制約により、採用可能な設備仕様や施工工程、仮設工事費が大きく変動し、提案金額に直結するため、過去実績などから原則としての停止可能な最大日数をご提示いただけないでしょうか。 | 本事業では沈でん池1池当たり、約1年6か月の停止を想定しています。ただし、具体的な工期や工程は事業者の提案としています。                          |
| 56        | 過去調査結果の取扱について     | 19 | 第2   | 2 | (3) | イ |  |  | 質問    | 測量調査や地質調査結果は参考であることが明記されていますが、設計及び施工計画等において各結果に類する内容を諸元として使用する場合は、事業者において調査・検証を行う理解でよいでしょうか。                                       | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 57        | 測量調査及び地質調査        | 19 | 第2   | 2 | (3) | イ |  |  | 質問    | 「企業団が過去に実施した測量調査や地質調査結果は参考とし、設計や施工計画に必要な各種調査は事業者の責任において実施すること。」とありますが、設計の根拠資料として引用することは「参考」に該当すると理解して差し支えないでしょうか。                  | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 58        | 沈でん池の停止期間について     | 19 | 第2   | 3 | (1) | コ |  |  | 質問    | 沈でん池は1池ずつ施工することとされていますが、1池更新あたりの停止期間はどの程度を想定されているでしょうか。また、施工時期（季節、水運用状況等）による制約条件があればご教示ください。                                       | 本事業では沈でん池1池当たり、約1年6か月の停止を想定しています。ただし、具体的な工期や工程は事業者の提案としています。現段階では、施工時期に関する制約条件はありません。 |
| 59        | 設備停止時の所掌について      | 20 | 第2   | 3 | (2) | ア |  |  | 質問    | 沈でん池運用停止時に伴う電気設備の停止養生および操作廊電気室の既設ケーブルの離線所掌は、別途発注の電気工事にて行うという認識でよろしいでしょうか。                                                          | ご理解のとおりです。                                                                            |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）            | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |        |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                       | 回答案                                                                                   |
|-----------|---------------------------|----|------|---|-----|---|--------|--|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 60        | 施工計画における点検について            | 20 | 第2   | 3 | (2) | エ |        |  | 質問    | 運用を開始した設備について「必要な点検等を行い」と明記されていますが、この点検等というものは、維持管理業務における点検と同義である理解で良いでしょうか。                                             | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 61        | 沈でん池出口濁度の担保について           | 20 | 第2   | 3 | (3) | ア | (ウ)    |  | 質問    | 本事業は薬品注入設備の更新が含まれていないため、沈でん池出口濁度の担保が困難です。本事業においては除外にしていただけないでしょうか。                                                       | 除外とすることは困難です。沈でん池出口濁度の水質が守れなかった場合は、企業団と事業者のどちらに責があるのかモニタリング等協議を行い、判断します。              |
| 62        | 沈でん池出口濁度の担保について           | 20 | 第2   | 3 | (3) | ア | (ウ)    |  | 質問    | 沈でん池出口濁度の担保について、本事業において除外していただくことを希望しますが、除外していただけない場合の水質リスクは、事業者帰責の場合に限定され、帰責者の立証は、企業団で行い、事業者はその原因究明の協力を行うと考えてよろしいでしょうか。 | 除外とすることは困難です。沈でん池出口濁度の水質が守れなかった場合は、企業団と事業者のどちらに責があるのかモニタリング等協議を行い、判断します。              |
| 63        | 機器仕様について                  | 20 | 第2   | 3 | (3) | ア | (カ)    |  | 質問    | 機器仕様について、既設同等の能力が発揮できる場合は、インバータを使用しないという提案も可能という理解で宜しいでしょうか。                                                             | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 64        | 性能等に関する要求水準について           | 21 | 第2   | 3 | (3) | ア | (ケ)    |  | 質問    | 「長時間の連続運転」と記載されておりますが、具体的な時間については事業者側の提案によるという理解でよろしいでしょうか。                                                              | フラッシュミキサー、フロキュレーターは、点検及び修繕以外は停止できないものとして設計してください。また汚泥掻き寄せ機については事業者の提案によるため、ご理解のとおりです。 |
| 65        | 油脂の水処理施設に流入させない処置         | 21 | 第2   | 3 | (3) | ア | (ス)    |  | 質問    | 「油脂類が水処理施設に流入することの無いような」とありますが、新設設備の機器等から油脂類が流出しないという理解で、系外から飛散・流入した油脂類をも防ぐことは含まれないと考えますが宜しいでしょうか。                       | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 66        | 企業団の修繕周期について              | 21 | 第2   | 3 | (3) | ア | (テ)    |  | 質問    | 貴企業団が考える基本的な修繕周期の考え方とは、TBM（時間基準保全）との理解で宜しいでしょうか。                                                                         | 過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。                                              |
| 67        | 修繕の考え方                    | 21 | 第2   | 3 | (3) | ア | (テ)    |  | 質問    | 「点検業務から修繕周期を延命する提案を行うこと」と明記されていますが、貴企業団の考えとしては提案はTBM（時間基準保全）による計画修繕とし、事業開始後にCBM（状態監視保全）へ移行するお考えと理解して問題無いでしょうか。           | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 68        | フラッシュミキサーについて             | 21 | 第2   | 3 | (3) | イ | (イ)    |  | 質問    | 更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 69        | フロキュレーターについて              | 21 | 第2   | 3 | (3) | ウ | (イ)(エ) |  | 質問    | 更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 70        | フロキュレーターの壁貫通部グランド漏水用樋について | 21 | 第2   | 3 | (3) | ウ | (イ)    |  | 質問    | 壁貫通部グランド漏水用樋の既設仕様が分かる図面について開示いただけないでしょうか。                                                                                | 壁貫通部グランド漏水用樋の仕様に関する資料はありません。                                                          |
| 71        | フロキュレーターのVVVFについて         | 21 | 第2   | 3 | (3) | ウ | (エ)    |  | 質問    | VVVF自体は、機械からの支給ではなく、別途発注の電気側で更新することによろしいでしょうか。                                                                           | ご理解のとおりです。別途発注の「伊勢原浄水場監視制御設備改良工事」で対応します。ただし、新設設備に適合するVVVF装置の仕様を提案ください。                |
| 72        | 汚泥掻寄機について                 | 22 | 第2   | 3 | (3) | エ | (イ)(キ) |  | 質問    | 更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 73        | 汚泥掻寄機のVVVFについて            | 22 | 第2   | 3 | (3) | エ | (キ)    |  | 質問    | VVVF自体は、機械からの支給ではなく、別途発注の電気側で更新することによろしいでしょうか。                                                                           | ご理解のとおりです。別途発注の「伊勢原浄水場監視制御設備改良工事」で対応します。ただし、新設設備に適合するVVVF装置の仕様を提案ください。                |
| 74        | 汚泥掻寄機の制御について              | 22 | 第2   | 3 | (3) | エ | (ケ)    |  | 質問    | 掻寄機と排泥弁の連動に関する資料について開示いただけないでしょうか。                                                                                       | 第3回資料閲覧に示します。                                                                         |
| 75        | 傾斜板の復旧費用について              | 22 | 第2   | 3 | (3) | エ | (コ)    |  | 質問    | 傾斜板の1割を復旧費用として見込むとありますが、着脱する部分に限らず、傾斜板全体の1割という理解でよろしいでしょうか。                                                              | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 76        | 既存劣化と施工起因の損傷              | 22 | 第2   | 3 | (3) | エ | (カ)(サ) |  | 質問    | 傾斜板の着脱時に生じる損傷について、要求水準書では施工に伴う損傷を想定し、事業者負担（1割相当）とされていますが、施工前からの劣化を原因として生じていた損傷については事業者負担の対象外との理解でよろしいでしょうか。              | ご理解のとおりです。                                                                            |
| 77        | 排水弁の更新仕様について              | 22 | 第2   | 3 | (3) | オ | (ア)    |  | 質問    | 排水弁は電動弁でなく、空気作動弁で更新することは可能でしょうか。                                                                                         | 現状の運用形態を踏まえ、電動弁での更新をご検討ください。                                                          |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）     | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |     |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                                               | 回答案                                                                                               |
|-----------|--------------------|----|------|---|-----|---|-----|--|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 78        | 排泥弁の工事について         | 22 | 第2   | 3 | (3) | オ | (ア) |  | 質問    | 排泥弁の更新工事に関しまして、排泥渠は1と2系列または3と4系列で兼用される運用となっております。施工にあたり、排泥渠への流入を停止できる時間についてご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                       | 水質条件により異なりますが、近日の排泥は約35時間毎に実施しています。排泥を禁止する時間は協議により変更可能です。                                         |
| 79        | 排泥弁の更新について         | 23 | 第2   | 3 | (3) | オ | (カ) |  | 質問    | 停電時のバルブ閉操作につきまして、バルブコントローラー自体に機能を持たせるのではなく、別途、事業者からの代替案としてご提案させていただいてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                 | 提案は問題ありません。技術対話において確認することも可能です。                                                                   |
| 80        | 電気設備および配線工事等に関する条件 | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (ア) |  | 質問    | 電線管の材質について、屋内はHIVE、屋外は厚鋼電線管との解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                                        |
| 81        | 電気設備および配線工事等に関する条件 | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (ア) |  | 質問    | ケーブル布設にあたり既設ケーブルラックは流用と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                             | 既設のケーブルラックの流用は可能です。ただし、ケーブルの更新にあたり、既設からケーブルの太さや本数が大きく変わる場合は、既設ケーブルラックにかかる荷重を確認し、必要に応じて補強をご検討ください。 |
| 82        | 電気設備の各種試験について      | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (イ) |  | 質問    | 本事業に関する電気設備の改造は、別途工事と認識しております。動作確認試験の実施が記載されておりますが、電気設備の操作は別途工事とし、機器側の確認試験のみと捉えてよろしいでしょうか。                                                                                                                       | ご理解のとおりです。ただし、動作確認試験の実施にあたっては、別途工事である伊勢原浄水場監視制御設備改良工事の請負業者及び企業団と調整して実施してください。                     |
| 83        | 既設設備改造             | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (ウ) |  | 質問    | 「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」について、既設設備の改造に関する詳細を検討するにあたって、既設設備メーカーとの協議・調整が必要であると考えます。貴企業団を通じて、既設電気メーカーと協議しても良いでしょうか。既設設備メーカーと協議・調整を開始する時期は契約後まで制限されるのでしょうか。 | 既設設備メーカーとの協議・調整に企業団を通す必要はありません。協議・調整の開始時期の制限もありませんが、具体的な改造内容の協議は、契約後に行うものと考えています。                 |
| 84        | 電気設備および配線工事等に関する条件 | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (キ) |  | 質問    | 接地は、既設盤または、ラック上の既設接地幹線への接続とし、本工事にて接地極の敷設は行わないものとしてよろしいでしょうか。必要な接地種別は既設ラック上等に敷設されているものと判断しております。                                                                                                                  | ご理解のとおりです。ただし、どの接地幹線に接続するか、契約後に設計が完了した段階でご提示ください。                                                 |
| 85        | 電気設備および配線工事等に関する条件 | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (ク) |  | 質問    | エコケーブルの使用をご指定いただいておりますが、インバータ負荷についてはEM-CEケーブル（遮へい無し）の使用でよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | 提案する機器の容量等を踏まえ、事業者が敷設距離やノイズ、環境条件を考慮し、必要なケーブル仕様を選定してください。                                          |
| 86        | 電気設備および配線工事等に関する条件 | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (ク) |  | 質問    | 本施設において、PROFIBUSを利用したシステム構築をされていると考えられますが、配線は流用でよろしいでしょうか。また更新に伴い、設備運用に関連する養生は、貴企業団にて実施していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                  | 配線は流用で問題ありません。また、設備運用に関連する養生は、企業団並びに伊勢原浄水場運転維持管理業務委託の受注者が行います。                                    |
| 87        | 電気設備及び配線工事等に関する条件  | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (㇏) |  | 質問    | 「・・・電路及び更新機器に付随する操作盤類（事業者が必要と判断するもの）は対象とする。」とありますが、機器更新に伴い維持管理性の観点から必要になる以外に更新が必要と判断する指標について、特にご指定はございませんでしょうか。                                                                                                  | 現段階では、指定はありません。                                                                                   |
| 88        | 電気設備及び配線工事等に関する条件  | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (イ) |  | 質問    | 「・・・導通試験、絶縁抵抗試験、動作確認試験等の各種試験を実施し、・・・」とありますが、今回コントロールセンターやVVVF盤の改造工事は貴企業団が発注されることから、「動作確認試験等」について、受注者が行う範囲としては、受注者が更新した範囲の確認で、更新対象外である監視操作盤やコントロールセンター等の動作の確認については、貴企業団にて実施されるものとの認識で宜しいでしょうか。                    | ご理解のとおりです。ただし、別途工事である伊勢原浄水場監視制御設備改良工事の請負人と調整して実施してください。                                           |
| 89        | 電気設備及び配線工事等に関する条件  | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (㇏) |  | 質問    | 「・・・概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」とありますが、技術提案書と併せてご提出するという理解で宜しいでしょうか。また、技術提案時の概要について、特にご指定の様式や記載内容などはございませんでしょうか。                                                                                      | ご理解のとおりです。様式等は別途公表する、公告資料等に示します。                                                                  |
| 90        | 既設電気設備VVVF所掌について   | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (エ) |  | 質問    | 既設VVVFを流用とする場合、パラメータ等の設定変更は別途発注の電気工事にて行うという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。別途工事である伊勢原浄水場監視制御設備改良工事に対応します。                                                          |
| 91        | 既設電気設備VVVF所掌について   | 23 | 第2   | 3 | (3) | キ | (エ) |  | 質問    | 電動機容量の見直しによる既設VVVFの流用が不可となる場合、VVVFの更新は別途発注の電気工事にて行うという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。別途工事である伊勢原浄水場監視制御設備改良工事に対応します。                                                          |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）     | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |     |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                                                                        | 回答案                                                                                          |
|-----------|--------------------|----|------|---|-----|---|-----|--|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 92        | 防食塗装               | 23 | 第2   | 3 | (3) | ク | (エ) |  | 質問    | 「沈でん池等の既設構造物の防食塗装は対象外とする」について、機器更新に伴い、防食塗装の復旧が必要な場合は、事業者にて復旧するものと理解してよろしいでしょうか。<br>復旧が必要な場合、各池の壁面、底面の塗装仕様をご教示お願いいたします。                                                                                                                    | ご理解のとおりです。<br>撤去に伴う部分的な補修を求めます。なお、補修範囲、補修仕様は事業者の提案内容によるため契約後協議により定めます。                       |
| 93        | フロキュレーターの軸受け基礎について | 24 | 第2   | 3 | (3) | ク | (ウ) |  | 質問    | 強度計算に関する資料の開示いただけないでしょうか。仮に開示困難な場合は、一部可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 第3回資料閲覧にて示します。                                                                               |
| 94        | 施工（工事）に関する要求水準について | 25 | 第3   | 1 | (3) | イ |     |  | 質問    | 「対象施設の能力及び機能は、すべて事業者の責任により確保すること。」とありますが、本事業で示された原水水質等の設計条件を超える負荷が流入したことにより目標とする能力や機能を充足できなかった場合は、事業者の責任範囲ではないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                   |
| 95        | 施工（工事）に関する要求水準について | 25 | 第3   | 1 | (3) | イ |     |  | 質問    | 「対象施設の能力及び機能は、すべて事業者の責任により確保すること。」とありますが、本事業での更新対象外である既存施設（コンクリート躯体や既存付帯設備等）の不具合や劣化に起因して新設した設備の能力や機能が十分に発揮できなかった場合は、事業者の責任範囲ではないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                   |
| 96        | 工事説明会などについて        | 25 | 第3   | 2 | (1) | ウ |     |  | 質問    | 市民など関係者へ本事業内容を説明する場合とありますが、説明会等の頻度はどのくらいを想定していますでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 現段階では、説明会を実施する予定はありません。                                                                      |
| 97        | 取り外した更新対象機器の保管     | 25 | 第3   | 2 | (1) | ケ |     |  | 質問    | 「更新対象機器の突発故障を想定し、工事期間中に取り外した更新対象機器の一部を予備補修部品として保管すること。」について、取り外す際に、既存機器の破損や損傷の可能性があります。予備補修部品として100%活用可能か保証ができないため、「予備補修部品として活用できるように努め、保管すること」と修正いただけないでしょうか。                                                                            | 修正の必要性について検討し、別途公表する、公告資料等に示します。                                                             |
| 98        | 施工（工事）に関する要求水準について | 25 | 第3   | 2 | (1) | ケ |     |  | 質問    | 「保管場所及び取り外した補修予備部品の対象や範囲は企業団と協議し決定すること」と記載されておりますが、保管費用の負担に関しても協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                  | 保管方法や保管費用については、契約後の協議により決定します。                                                               |
| 99        | 覆蓋                 | 26 | 第3   | 2 | (1) | シ |     |  | 質問    | 「ブロック形成池2-2号池及び沈でん池2-2号池に備えている覆蓋の移動を要する場合は、企業団と協議すること。」について、覆蓋を移動しての機器の撤去・据付を行う提案にあたり、覆蓋を開けた状態での開口寸法の情報が必要となります。覆蓋図面等の資料の提供及び現地調査時に開口部の寸法測定により確認を行うことは可能でしょうか。                                                                            | 第3回閲覧資料にて示します。<br>なお、第2回現地調査時に寸法測定を行うことは可能です。                                                |
| 100       | 覆蓋                 | 26 | 第3   | 2 | (1) | シ |     |  | 質問    | 「ブロック形成池2-2号池及び沈でん池2-2号池に備えている覆蓋の移動を要する場合は、企業団と協議すること。」について、覆蓋を移動させても機器の撤去、据付にあたり覆蓋が支障となる場合、覆蓋の撤去・再設置を貴企業団で実施することはございますでしょうか。                                                                                                             | 企業団で撤去・再設置を実施することは想定していません。                                                                  |
| 101       | 浮上リスク              | 26 | 第3   | 2 | (1) | ス |     |  | 質問    | 「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。」について、過去の耐震補強工事においてそのような事象があり、躯体周辺への集水管の布設や仮設排水ポンプによって対策を行ったと推察しています。躯体周辺の集水管の布設は多額に費用を要するため、今回求められる必要な対策とは、机上の検討まででよろしいでしょうか。また、地下水位を把握するための観測井の水位データをリアルタイムで提供いただくことは可能でしょうか。 | 契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。<br>その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。      |
| 102       | 沈でん池の浮上リスクについて     | 26 | 第3   | 2 | (1) | ス |     |  | 質問    | 浮上リスクの検討と対策について記載がありますが、対策費は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                        | 契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。<br>その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。      |
| 103       | 沈でん池の浮上リスクについて     | 26 | 第3   | 2 | (1) | ス |     |  | 質問    | 浮上リスクの検討と対策について記載がありますが、地下水位の調査は対象外という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                       | 契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。<br>その結果、地下水位の調査が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。 |
| 104       | 沈でん池の浮上リスクについて     | 26 | 第4   | 2 | (1) | ス |     |  | 質問    | 沈でん池を既設で空にした際の浮上している実績、もしくは、地下水位に関する資料を開示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                     | 伊勢原浄水場の沈でん池に関しては浮上した実績はありません。                                                                |
| 105       | 立会検査について           | 26 | 第3   | 2 | (2) | イ |     |  | 質問    | 立会検査は、工場検査と現地検査のどちらでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 現地での試運転時の立会検査を予定しています。                                                                       |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）        | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答案                                                                                    |
|-----------|-----------------------|----|------|---|-----|---|--|--|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 106       | 性能確認に関する要求水準について      | 26 | 第3   | 2 | (2) | イ |  |  | 質問    | 「立会検査を実施する」と記載されておりますが、工場出荷時の動作確認の立会検査を実施するのか、それとも据え付け試運転時に立会検査を行うのかを確認させていただければと思います。                                                                                                                                                                                    | 現地での試運転時の立会検査を予定しています。                                                                 |
| 107       | 性能確認に関する要求事項について      | 26 | 第3   | 2 | (2) | エ |  |  | 質問    | 「実測データ等に基づき、沈でん池機器の性能が要求水準書に記載する能力に適合していることを確認」とありますが、水質については、実施する試運転期間に記載されている原水水質が流入してこない可能性が高いため、通常時の水質を確認する程度であり、基本的には機器の動作に関する性能の確認との理解でよろしいでしょうか。それとも要求水準で求められる2000度の高濁度の模擬原水を何万m3も準備し、処理することを確認するという事でしょうか。貴企業団で考えられている実測データ等に基づく要求水準書に記載の能力の適合確認方法をご教示いただけると幸いです。 | ご理解のとおりです。ただし、選定する機器の性能・能力等については別途公表する公告資料等で示します。                                      |
| 108       | 機器の動作確認               | 26 | 第3   | 3 | (2) | ウ |  |  | 質問    | 「選定した機器の動作の確実性を事前確認できる方法で試験を実施し…」と記載がありますが、据え付け前に試験を実施する対象は、同種の機器においては代表1台（1池1列分）でよろしいでしょうか。例：フロキュレータ全24台中、据付前の動作確認対象は1台とする。など                                                                                                                                            | 試験内容や実施台数等は事業者の判断とします。ただし、現地における据付完了後の試運転により不具合が見つかり、工期に影響がないように注意してください。              |
| 109       | 試運転時の排水について           | 26 | 第3   | 2 | (2) | カ |  |  | 質問    | 試運転時に発生する排水は、1日あたりの排水量などを協議により既設の処理設備を無償で利用できるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                             |
| 110       | 性能確認に関する要求事項について      | 26 | 第4   | 1 | (2) | キ |  |  | 質問    | 契約不適合期間は、部分引渡し日からの起算と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                        | 別途公表する、公告資料等に示します。                                                                     |
| 111       | 維持管理業務に関する一般事項について    | 28 | 第4   | 1 | (1) |   |  |  | 質問    | 「企業団の維持管理業務委託共通仕様書（令和7年7月版）を原則として、業務を行うこと。」とありますが、新設設備は、事業者の提案に基づいた内容及び頻度で維持管理を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                             |
| 112       | 年次及び月例点検について          | 28 | 第4   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 新設設備の点検周期については用語の定義に明記されていた通り、年次が6か月から2年まで、月例が1ヶ月から1年までの範囲で事業者が提案する理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                          | 新設設備の点検周期は「月例・年次」等の用語の定義に捉われずに新設設備の機能維持が適切に図れる周期を事業者が検討し、提案することを求めます。                  |
| 113       | 維持管理業務の対象設備ケーブル点検について | 28 | 第4   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 表4-1※2記載の「対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）」の点検について、外観目視点検の場合、暗渠内や電線管内部のケーブルの状態確認は不可能なため、電源断後に全ケーブルの通電確認を行うという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                           | 目視点検が出来ない箇所は、電圧・電流測定や絶縁抵抗測定等により、健全性を確認してください。                                          |
| 114       | 沈でん池清掃時期について          | 28 | 第4   | 1 | (2) |   |  |  | 質問    | 「※5 業務開始当初は企業団から清掃時期を指定するが（後略）」とありますが、現状で想定されている時期がありましたらご教示ください。                                                                                                                                                                                                         | 清掃時期は、水運用の状況等を勘案して決定しています。そのため、現時点では水運用の状況が不明瞭であるため回答することは困難です。                        |
| 115       | 事業期間について              | 29 | 第4   | 1 | (3) |   |  |  | 質問    | 尚書きにおいて「事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和30年3月31日は変更しないものとする。」と記載されておりますが、施工完了時期により新設設備に関する維持管理業務期間の始期が変更される場合、その変更契約は行うという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                   | 同項に記載の通り、変更契約は行いません。伊勢原浄水場の維持管理業務の終了時期は令和31年3月31日までとなります。                              |
| 116       | 維持管理業務の期間について         | 29 | 第4   | 1 | (3) |   |  |  | 質問    | 新設設備の維持管理業務期間（開始）は「工事完了後（完成した池から順次開始）」とありますが、各池の工事期間は事業者提案で設定し、その工事が終了次第維持管理を開始するとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。ただし、同時に工事が可能な池数及び期間に制約がありますので、ご留意ください。                                       |
| 117       | 維持管理業務の期間について         | 29 | 第4   | 1 | (3) |   |  |  | 質問    | 新設設備の維持管理業務開始時期について、「※全池完了は令和18年3月を予定」とありますが、令和18年3月よりも後に完了する提案は可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                  | ”予定”は自然災害や不可抗力を想定したものです。第1章3(4)ウの設計・施工期間令和9年4月～令和16年3月としています。そのため、令和16年3月を超える提案は不可能です。 |
| 118       | 業務日及び業務時間について         | 29 | 第4   | 1 | (4) |   |  |  | 質問    | 「企業団の指示により上記業務日、業務時間を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずること。」とありますが、業務日及び業務時間の大幅な変更により作業員増員などが発生する場合については、費用分担などを企業団と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                    | 発生した事象とその事由により、企業団と事業者の双方で協議して決定します。                                                   |
| 119       | 業務責任者について             | 29 | 第4   | 1 | (6) | ア |  |  | 質問    | 業務責任者に関しては、事業者及びそのグループ企業の双方に主務及び兼務に関わらず所属している場合は、ご承認頂けるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   | 事業者、または構成企業に所属しているという条件であれば、問題ありません。                                                   |
| 120       | 業務責任者及び作業従事者について      | 29 | 第4   | 1 | (6) | ア |  |  | 質問    | 業務責任者は作業従事者と兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                      | ご理解のとおりです。                                                                             |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）                | 頁  | 対応箇所 |   |      |   |     |   | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                            | 回答案                                                                                                                                            |
|-----------|-------------------------------|----|------|---|------|---|-----|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 121       | 保守点検業務の実務<br>経験について           | 30 | 第4   | 1 | (6)  | ア | (ウ) |   | 質問    | 実務経験を有することと明記されていますが、保守点<br>検業務従事者であれば職務に関係なく実務経験として<br>見做すことは可能でしょうか。                                                                                        | 沈でん池機器の保守点検業務であれば、認めます。                                                                                                                        |
| 122       | 総合維持管理業務計<br>画書               | 30 | 第4   | 1 | (7)  | ア | (ア) | E | 質問    | 維持管理業務契約締結直後に提出する総合維持管理業<br>務計画書における修繕計画は、点検前の状況における<br>修繕計画となるためTBM（時間基準保全）を基本とした<br>計画立案と理解しますが問題無いでしょうか。                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                                                     |
| 123       | 年間維持管理業務報<br>告書の計画と実績に<br>ついて | 31 | 第4   | 1 | (8)  | ウ |     |   | 質問    | 年間維持管理業務報告書に人員体制や部品、材料およ<br>び油脂類の調達計画・実績の記載が必要ですが、計画<br>に対して実績の増減が生じた場合、契約金額の増減対<br>象となるのでしょうか。                                                               | 実績での費用の支払いを想定しています。<br>そのため、年度毎の契約金額の変更は行いません。                                                                                                 |
| 124       | 業務報告書について                     | 31 | 第4   | 1 | (8)  |   |     |   | 質問    | 企業団の施設管理システムへの登録について、システ<br>ムの仕様、登録方法、維持管理期間中のシステムメン<br>テナンス方法をご教示いただけないでしょうか。                                                                                | 契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。                                                                                                                           |
| 125       | 業務報告書の登録に<br>ついて              | 31 | 第4   | 1 | (8)  |   |     |   | 質問    | 報告書は貴企業団の施設管理システムに登録すること<br>とありますが、このシステムの内容については今後情<br>報開示していただけるものと考えてよろしいでしょ<br>うか。                                                                        | ご理解のとおりです。<br>契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。                                                                                                             |
| 126       | 業務報告書の登録に<br>ついて              | 31 | 第4   | 1 | (8)  |   |     |   | 質問    | 報告書は貴企業団の施設管理システムに登録すること<br>とありますが、システムへは外部からのアクセスも可<br>能でしょうか。それとも浄水場内端末からのアクセス<br>に限定されるのでしょうか。                                                             | 通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端<br>末からのみ入力が可能となります。<br>端末は浄水場場外でも使用することができます。                                                                          |
| 127       | 業務報告書について                     | 31 | 第4   | 1 | (8)  |   |     |   | 質問    | 「施設管理システムに登録すること。」とありますが<br>システムの詳細については、入札公告時等で開示さ<br>れるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                      | ご理解のとおりです。<br>契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。                                                                                                             |
| 128       | 維持管理業務の体制<br>について             | 31 | 第4   | 1 | (9)  | イ |     |   | 質問    | 新設設備の事故及び故障時には24時間以内に技術者<br>を参集させますが、一刻を争う緊急時において、原則<br>「実施前に協議・承諾」とされている計画外修繕の事<br>後承諾の可否や対応フローについて、あらかじめすり<br>合わせておくということではよろしいでしょうか。                       | ご理解のとおりです。<br>契約後に企業団と事業者が協議を行い、提出してもら<br>う「総合維持管理業務計画書」等に示してください。                                                                             |
| 129       | 維持管理業務の体制<br>について             | 31 | 第4   | 1 | (9)  | イ |     |   | 質問    | 事故及び故障時の参集条件は企業団及び運転維持管理<br>業務委託の受託者からの要請に基づくものとの理解で<br>よろしいでしょうか。                                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                                                     |
| 130       | マニュアル作成及び<br>整備について           | 32 | 第4   | 1 | (10) |   |     |   | 質問    | 「沈でん池機器維持管理要領」の記載内容など作成方<br>法は、入札公告時等で開示されるとの理解でよろしい<br>でしょうか。                                                                                                | 契約後に企業団と事業者が協議し、記載内容等を決定<br>します。                                                                                                               |
| 131       | マニュアル作成及び<br>整備について           | 32 | 第4   | 1 | (10) | イ |     |   | 質問    | 夜間休日に新設設備に故障が発生した場合に備えて<br>「沈でん池機器維持管理要領」に基づき、運転維持管<br>理業務委託の受注者との間で、作業時の情報共有や緊<br>急時の初期対応など、事業者が現地に急行するなどの<br>連携のルールと手順を調整して確立するということで<br>よろしいでしょうか。         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                     |
| 132       | 備品の現地保管につ<br>いて               | 32 | 第4   | 1 | (11) |   |     |   | 質問    | 執務室等の貸与は行わない旨明記されていますが、月<br>例点検等で使用する点検用仮設材等（グリス缶、グリス<br>ガン等）の保管場所をご提供いただけますでしょうか。                                                                            | 契約後の協議にて決定することとします。                                                                                                                            |
| 133       | 執務室等の貸与につ<br>いて               | 32 | 第4   | 1 | (11) |   |     |   | 質問    | 「本業務において執務室等の貸与は行わない。」との<br>ことですが、事業者側で新たに執務室用の建屋又は仮<br>設ハウスを設置する必要があるとのことでしょうか。その<br>場合は設置場所をご指示ください。                                                        | 必要と判断した場合は、事業者で準備ください。な<br>お、企業団保有地の借用が可能な場合は、設置場所を<br>協議して決定します。                                                                              |
| 134       | 執務室等の貸与につ<br>いて               | 32 | 第4   | 1 | (11) |   |     |   | 質問    | 「執務室等の貸与は行わない。」とありますが、必要<br>な備品及び消耗品等については、企業団と協議の上、<br>浄水場内に保管することは可能という理解でよろしい<br>でしょうか。                                                                    | 契約後の協議にて決定することとします。                                                                                                                            |
| 135       | 執務室について                       | 32 | 第4   | 1 | (11) |   |     |   | 質問    | 維持管理業務は事業期間が長く、月例点検等で頻繁に<br>入場するため、作業員の休憩所を含めた執務室が必要<br>と考えています。本事業では執務室の貸与がないた<br>め、場内に維持管理業務用の仮設事務所を事業期間に<br>設置させていただくことは可能でしょうか。                           | 実際に必要となるスペースや他の工事等で必要となる<br>スペースが現段階では不明確です。そのため、契約後<br>の協議にて決定します。なお、企業団保有地の借用が<br>可能な場合は、設置場所や費用を協議して決定しま<br>す。借用が不可能な場合は、事業者側で準備してくだ<br>さい。 |
| 136       | 支給品及び貸与品に<br>ついて              | 32 | 第4   | 1 | (12) | ア |     |   | 質問    | 「本業務に必要なとなる企業団が保有する施設管理シ<br>ステム用端末や完成図書等は、無償で貸与する。」との<br>ことですが、「執務室等の貸与は行わない。」として<br>いることから、事業者は貴企業団とは離れた場所で執<br>務することになるため、システム用端末の設置場所や<br>管理方法についてご教示ください。 | 施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タ<br>ブレット端末を貸与します。端末は浄水場場外でも使<br>用できますが、事業者が責任をもって管理してくださ<br>い。                                                         |
| 137       | 支給品及び貸与品に<br>ついて              | 32 | 第4   | 1 | (12) |   |     |   | 質問    | 「自然劣化や消耗により使用できなくなった貸与品は<br>企業団に報告し、返納すること。 」とありますが、貸<br>与品を返納した場合、企業団にて返納した貸与品と同<br>等の機器等をご準備頂くとの理解でよろしいでしょ<br>うか。                                           | ご理解のとおりです。<br>ただし、代替機器の在庫状況等により、再貸与時期<br>は、企業団と事業者の双方の協議により決定します。                                                                              |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |   |      |   |         |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                         | 回答案                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------|----|------|---|------|---|---------|--|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 138       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) | ア |         |  | 質問    | 「劣化のない状態で引き渡す」とございますが、劣化のない状態とは具体的にどのような状態を指すのかご教示ください。                                                                                                                    | 正常な運転ができる状態と考えてください。                                                                                                                 |
| 139       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) | ア |         |  | 質問    | 「事業期間終了時において、本事業の対象とするすべての設備が（中略）損傷及び劣化の無い状態で（後略）」とありますが、経年による自然劣化は対象外という理解でよろしいでしょうか。                                                                                     | ご理解の通りです。ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。                                                                                    |
| 140       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) | ウ |         |  | 質問    | 事業期間終了後の技術指導は、原則有償との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。<br>ただし、事業期間内に適切に引継ぎがされ、技術指導が行われていることが条件となります。                                                                             |
| 141       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) |   |         |  | 質問    | 「損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。」と記載されておりますが、通常の経年劣化及び施設の運転上避けることができない損傷については引渡し時に修繕、回復する必要があるという理解でよろしいでしょうか。                                                              | 事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。                                                                                                 |
| 142       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) | ウ |         |  | 質問    | 「事業期間終了日の翌日以降も技術協力を求められた場合は、引き続き技術指導を行うこと」とありますが、当該技術指導の対象には、伊勢原浄水場運転維持管理業務委託の受注者も含まれるのでしょうか。また、技術指導の実施期間や終了時期について、何らかの考え方や想定があればご教示ください。                                  | ご理解のとおりです。当該技術指導の対象には、伊勢原浄水場運転維持管理業務委託の受注者も含まれます。<br>また、現時点では、実施期間や終了時期の想定はないため、契約後に企業団と事業者が協議し、決定します。                               |
| 143       | 業務引継ぎについて          | 33 | 第4   | 1 | (16) |   |         |  | 質問    | 「事業期間終了日の翌日以降も企業団又は次期事業者への技術協力を求められた場合は、引続き技術指導を行うこと。」とありますが、技術協力を行うことを前提として、引継ぎの技術指導は事業者と企業団又は次期事業者の協議の上、必要に応じて実施するとの理解でよろしいでしょうか。                                        | ご理解のとおりです。                                                                                                                           |
| 144       | 維持管理業務における留意事項について | 34 | 第4   | 1 | (22) | ア | (オ)     |  | 質問    | 「沈でん池等を空池にする際、地下水等により浮上リスクを検討」と記載がありますが、貴貴企業団の対策事例等に基づき、短期的な作業で空池にする場合に必要な対策を浮上リスク検討書によって検証し、提出するということが宜しいでしょうか。なお、検討に必要な情報はいただけるという理解で宜しいでしょうか。該当する対策を実施するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。<br>検討に必要な情報は提供いたします。また、事業者が検討いただいた結果に基づき、必要な対策を実施してください。                                                                  |
| 145       | 施設管理システムの入力について    | 35 | 第4   | 2 | (1)  | エ |         |  | 質問    | 施設管理システム専用端末は、浄水場外への持出は可能でしょうか。また、場外のネットワークから施設管理システムへアクセスすることは可能でしょうか。                                                                                                    | 施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。<br>端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。                                         |
| 146       | 沈でん池の水抜きを伴う点検について  | 35 | 第4   | 2 | (2)  | ア | (イ)     |  | 質問    | 池内清掃は毎年1池と指定されています。清掃の対象とならない3池は点検のために水抜きはせず、他年度の清掃時期に合わせて実施するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                             | ご理解のとおりです。<br>ただし、清掃の対象とならない池の点検範囲、点検方法については、契約後の協議により決定します。                                                                         |
| 147       | 沈でん池内の点検期間について     | 35 | 第4   | 2 | (2)  | ア | (イ),(ウ) |  | 質問    | 沈でん池の水抜きを伴う点検は池清掃時に実施するものと理解していますが、池を空にできる期間は何日程度確保できるかご教示ください。                                                                                                            | 水運用や排水処理施設との調整状況により異なります。参考として近年の沈でん池清掃の例では、栗原水渠1BLK分、沈でん池1池当たりの休池期間は約20日間です。その内訳は、水抜き3日、栗原水渠3日、沈でん池清掃1池当たり6日、運用開始にあたっての作業1日となっています。 |
| 148       | 油脂類交換に伴う搬出入について    | 35 | 第4   | 2 | (2)  | ア | (キ)     |  | 質問    | 油脂類交換作業で使用する潤滑油および交換後の廃油は、作業当日に搬入・搬出することとされていますが、都度運搬業者を手配することは、運用面や環境配慮の観点から課題があると考えます。一定期間、場内において適切に管理したうえで仮置きすることは可能でしょうか。                                              | 事業者により、点検頻度や方法が異なることが想定されます。そのため、契約後の協議にて決定することとします。                                                                                 |
| 149       | 保守点検について           | 35 | 第4   | 2 | (2)  | ア | (ケ)     |  | 質問    | 事業者が設置する新設設備の中で、対象設備があれば事業者で法定点検を実施するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                      | ご理解のとおりです。                                                                                                                           |
| 150       | 施設管理システムの入力方法について  | 36 | 第4   | 2 | (2)  | イ |         |  | 質問    | 作業内容等を貴企業団の施設管理システムに入力する必要がありますが、このシステムは外部からアクセスして入力することは可能でしょうか。それとも都度現場に訪問して入力する必要があるのでしょうか。                                                                             | 施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。<br>端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。                                         |
| 151       | 計画修繕における当初の考え方     | 36 | 第4   | 2 | (3)  | ア |         |  | 質問    | 維持管理開始直後の計画修繕はTBM（時間基準保全）による考え方を基に立案する理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                        | ご理解のとおりです。<br>業務開始後、設備の状態をみて修繕内容を決定していきます。                                                                                           |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>（タイトル）              | 頁  | 対応箇所 |   |     |   |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                                                               | 回答案                                                                                                                                                                              |
|-----------|-----------------------------|----|------|---|-----|---|--|--|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 152       | 事業開始後の計画修繕の考え方              | 36 | 第4   | 2 | (3) | ウ |  |  | 質問    | 状態監視保全(CBM)に基づき修繕を行う旨が明記されていますが、特に新設設備において当初よりCBMでの立案が困難であることに鑑みると、事業期間中にTBM（時間監視保全）からCBM（状態監視保全）へ保全方式を変更していく方針であると理解しますがよろしいでしょうか。                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                       |
| 153       | 計画修繕について                    | 36 | 第4   | 2 | (3) |   |  |  | 質問    | 尚書きにおいて「事業期間中の性能及び機能の維持が困難と判明した設備については、必要に応じて本事業内で改造（撤去含む）又は更新すること。」と記載されていますが、修繕計画の中で貴企業団として改造又は更新が必要となる状況についてはどのように想定されているのかをご教示いただけますでしょうか。また、改造又は更新の必要性の判断は貴事業団と事業者で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書案に記載のとおり、薬品注入や水質状況の実績に示す程度の運用において、新設設備の性能や機能が維持できないと判明した場合を想定しています。改造や更新の必要性の判断は、企業団と事業者の双方が協議の上、定めることとします。                                                                 |
| 154       | 修繕内容、実施金額の協議時期について          | 36 | 第4   | 2 | (3) | エ |  |  | 質問    | 「前年度の7月までに点検結果を基に、翌年度の修繕内容および実施金額を協議する」とありますが、7月時点では点検結果が十分に揃わない場合も想定されます。前年度7月までに協議を要する理由についてご教示ください。                                                                                           | 次年度に行う修繕内容を決定し、事業者にお支払いする修繕費を予算計上するためです。                                                                                                                                         |
| 155       | 計画修繕について                    | 36 | 第4   | 2 | (3) | カ |  |  | 質問    | 企業団で修繕内容及び金額を定めるとのことですが、協議したにもかかわらず、企業団により決定した金額が事業者の想定金額を下回った場合、計画変更や再協議などに応じていただけたと考えてよろしいでしょうか。                                                                                               | ご理解のとおりです。計画変更等について再協議します。企業団の予算査定により減額となった場合は、計画変更等を再協議いただきます。                                                                                                                  |
| 156       | 技術提案における修繕費用よりも安価となる契約額について | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 下図の記載について、「技術提案と共に提出される修繕費用」に対して「維持管理業務委託の契約額」は安価になると読めますが、この差額が生じる理由をご教示下さい。                                                                                                                    | これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」は超えることはないものと考えており、そのため、維持管理業務委託の契約額は、それよりも安価になると考えています。 |
| 157       | 計画修繕費用の支払いについて              | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 図に「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」と「維持管理業務委託の契約額」がございます。事業者は、応札時にはそれぞれの修繕費を算出し、市に提出するとの理解でよろしいでしょうか。また、修繕費を算出するにあたり、それぞれの算出方法の基本的な考え方についてご教示下さい。                                                     | ご理解のとおりです。算出方法の基本的な考え方は要求水準書案に記載のとおりです。また算出方法については、事業者でご判断ください。                                                                                                                  |
| 158       | 計画修繕費用の支払いについて              | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」を超えることをできないとした理由をご教示ください。また、超えた場合の修繕費用の扱いはどうなるのでしょうか。                                                                                                                | これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」は超えることはないものと考えています。                                     |
| 159       | 計画修繕について                    | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 「状態監視保全を進めた結果、修繕が契約額を超える場合は、企業団と要協議」とありますが、同時に「提案金額を超えることは不可」ともあります。点検の結果、機器の安全稼働のために上限額を超える計画外修繕が不可避と判断された場合、公衆衛生上の安全を優先し、提案金額を超えても修繕を実施できるという認識でよろしいでしょうか。                                     | 点検の結果、機器の安全稼働のために上限額を超える計画外修繕が不可避と判断された場合は、その状況等を勘案し、企業団と事業者の双方が修繕の実施の可否を協議して決定します。                                                                                              |
| 160       | 計画修繕について                    | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 設備の状態により実施時期を前後させる場合、トータルの修繕費が契約金額の範囲内であれば、計画外の時期に費用を執行することは可能という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                   | ご理解のとおりです。その場合は、実施時期の妥当性について確認します。                                                                                                                                               |
| 161       | 計画修繕について                    | 37 | 第4   | 2 | (3) | ク |  |  | 質問    | 「技術提案と共に提出される修繕費用」は既設対象設備の保守点検・新設設備の点検整備・修繕を含むものであり、「維持管理業務委託の契約額」は、このうち新設設備の点検整備費のみという考え方でよろしいでしょうか。それぞれの費用についての定義をご教示ください。                                                                     | 「技術提案と共に提出される修繕費用」は既設対象設備の保守点検・新設設備の点検整備・修繕を含むものであり、新設設備については事業者が想定する標準的な修繕周期や修繕費用を求めます。「維持管理業務委託の契約額」は要求水準書案に記載の業務範囲等を勘案し、本事業で必要となる費用を事業者が検討・精査して計上してください。                      |
| 162       | 計画外修繕について                   | 37 | 第4   | 2 | (4) | ウ |  |  | 質問    | 「不可抗力（落雷、地震、火災等）」、「第三者の行為」、「既存施設（更新対象外）の損壊・瑕疵」、「企業団都合による運用変更」に起因する突発的な修繕費用については、技術提案時に提示する修繕費上限額の対象外とし、原則企業団の負担、あるいは別途協議による実費精算となる認識でよろしいでしょうか。                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                       |

| 質問<br>No. | 質問項目<br>(タイトル)    | 頁       | 対応箇所 |   |     |   |  |  | 質問/意見 | 内容                                                                                                                                                              | 回答案                          |
|-----------|-------------------|---------|------|---|-----|---|--|--|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 163       | 計画外修繕について         | 37      | 第4   | 2 | (4) | ウ |  |  | 質問    | 計画外修繕にかかる費用は実績払いとありますが、計画の不備ではなく運転方法や日常点検が機器故障の要因である可能性も考えられることから、協議の上での負担者決定となる理解でよろしいでしょうか。計画の不備による計画外修繕がペナルティとなる場合には、事業者はリスク費を見込む必要があることから、事業費の高騰につながると考えます。 | ご理解のとおりです。                   |
| 164       | 計画外修繕について         | 37      | 第4   | 2 | (4) | ウ |  |  | 質問    | 計画外修繕について、「計画修繕の実施時期や状況等を企業団と協議」とありますが、計画修繕の時期が近い場合には、計画修繕に含める場合があるという考え方でよろしいでしょうか。                                                                            | ご理解のとおりです。                   |
| 165       | 2-2号池沈でん池昇降設備について | 別紙<br>8 |      |   |     |   |  |  | 質問    | 現地調査時、2-2号池の沈でん池へ昇降するための梯子が確認できませんでした。昇降設備は常設されているのか、仮設を準備する必要があるのかご教示ください。                                                                                     | 覆蓋内の壁面に、他の池と同様の昇降設備を常設しています。 |